

消防防災製品等推奨委員会規程

制定	平成18年9月1日	消安七規程第15号
改正	平成21年4月1日	消安七規程第9号
改正	平成25年4月1日	消安七規程第1号
改正	平成25年4月1日	消安七規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、消防防災製品等推奨規程（平成18年消安七規程第14号。以下「規程」という）第4条第2項の規定に基づき、消防防災製品等推奨委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、規程第2条に規定する消防防災製品等に関し、次の事項について審査する。

- (1) 規程第3条に規定する消防防災製品等の推奨に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから一般財団法人日本消防設備安全センター理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

- (1) 消防防災又は情報通信の分野に関連する科目を担当する大学教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者若しくはこれらの分野について専門的知識を有する者
 - (2) 消防防災又は情報通信消防防災の分野に関連する試験研究機関において試験研究に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度な専門的知識を有する者
 - (3) 国、都道府県又は市町村消防機関の職員で管理的又は監督的な職にあり、又はあった者で、消防防災又は情報通信の分野について高度な専門的知識を有する者
 - (4) その他理事長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者
- 2 委員会に、委員の互選による委員長1名を置く。
 - 3 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、統括する。
 - 4 委員会に、委員長が指名する副委員長1名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(オブザーバー等)

第4条 委員会に、必要に応じてアドバイザー及びオブザーバー並びに規程第5条に規定する申請者（以下「申請者」という。）を出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、必要に応じて開催し、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 前項の場合において、あらかじめ議事について委任状を提出して欠席した者については、出席とみなす。

3 委員会は、非公開とする。

(関係資料等の開示の禁止等)

第7条 申請者の利益を保護するとともに、審査業務の中立性を確保するため、申請者の承諾のある事項、既に公知の事実である事項等の開示することが差し支えないものを除き、審査の内容の開示は行わない。

(守秘義務)

第8条 申請者の利益を保護するとともに、審査業務の中立性を確保するため、委員、オブザーバー及びアドバイザー並びに申請者は、委員会により、及び職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、一般財団法人日本消防設備安全センター事務局が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月15日から実施する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から実施する。

2 消防ITシステム等推奨委員会規程（平成17年消安セ規程第7号）は、廃止する。